

上越市立下黒川小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 『いじめ』の定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

<上越市いじめの状況調査より>

・冷やかす・からかい・悪口・仲間はずし・集団での無視・軽くぶつかられたり叩かれたりする・ひどく叩かれたり蹴られたりする・金品をたかられる・物を隠されたり壊されたりする・嫌なこと危険なこと等をされる・ネット等で誹謗中傷される 等 ※次頁「◎資料1」参照

2 『いじめ類似行為』の定義

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

3 『いじめ』問題に関する基本的認識

- 『いじめる』という行為は、絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- いじめられている子の立場に立った親身な指導を行うこと。
- いじめは家庭教育の在り方が大きなかわりを有していること。
- いじめの問題は、教師の人間観や指導の在り方が問われている問題であること。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

「平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）文科省」より

※保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※保護者はその保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

※前項の規定はいじめ等の防止等に関する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(いじめ防止対策推進法第9条)

4 『いじめ』防止等の基本理念

- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す行う。
- 全ての児童がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを放置することがないようにする。
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの問題を克服することを目指す行う。

(いじめ防止対策推進法第3条3項)

5 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条)

6 『いじめ』の様相

(1) 認知されやすい『いじめ』

- ・殴る蹴るなど、障害を加える暴行行為
- ・お金や品物をたかるなど金品を強要する行為
- ・持ち物を隠したり、切ったり、破ったりする器物破損等の行為
- ・明らかに分かりやすい無視や仲間外し、ズボン下ろし等の行為

(2) 認知されにくい『いじめ』

- ・遊びと言いつつも張るプロレスごっこや鬼ごっこ、からかい、いたずら、ふざけ、いじり等

(3) ネット上のいじめ

- ・SNSなどを通じて実名やイニシャルで特定の人物を誹謗・中傷・攻撃する事例
- ・通信可能なゲーム機などによる書き込みによる悪口

◎資料1 いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（文科省HPより）

いじめの態様（※）	刑罰法規	実際にあった事例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行（刑法第208条）	腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害（刑法第204条）	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行（刑法第208条）	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要（刑法第223条）	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
	強制わいせつ（刑法第176条）	断れば危害を加えると脅し、性器を触ったりわいせつな行為をしたりする。
金品をたかられる。	恐喝（刑法第249条）	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗（刑法第235条）	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等（刑法第261条）	自転車を故意に破損させる。
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫（刑法第222条）	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱（刑法第230、231条）	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫（刑法第222条）	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱（刑法第230、231条）	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）	携帯電話等で児童生徒の裸や性器の写真を撮り、所持する。またはインターネット上のサイトに掲載する。

1 警察への通報・相談に関わる基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

上記「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1.の考え方に基づいて判断することが必要である。

※ 「いじめ」の起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大

な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

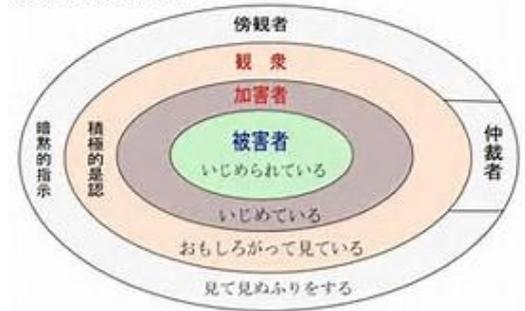
◎資料2 いじめの四層構造

- 加害者：いじめる児童
- 観衆：はやしたてたりおもしろがったりして見ている児童。加害の児童に同調・追従し、いじめを助長する。
- 傍観者：見て見ぬ振りをする。人がいじめられているのを無視することは、直接的に加担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。
- 被害者：いじめられる児童

※いじめの持続や拡大には、いじめる側といじめられる側以外

の、「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響する。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担う。「観衆」や「傍観者」が「制止者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。なお「傍観者」の中には、仲裁したい、制止したいと思っている児童生徒もいる。それらの児童生徒に丁寧に指導し、いじめの拡大防止、早期発見につなげる。

(参考) いじめの四層構造



7 『いじめ』防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもたちが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 一人一人の子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談、教育相談等を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人一人の状況把握に努める。

II いじめの未然防止

1 いじめの未然防止等に関する取組

- (1) いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立
 - ① いじめは決して許されないという共通認識のもと、全教職員で児童を見守っていくために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて校内研修の実施し、全教職員で共有する。
 - ② いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりを確立していく。
- (2) 児童との信頼関係の確立のための学級経営の充実
 - ① 日頃から児童の心に寄り添い、児童との温かい信頼関係をつくり上げていく。
 - ② 児童を一人の人間として尊重し、気持ち理解できるよう、教育相談の考え方やスキルを身に付けていく。
 - ③ 児童と共に活動し、見守る場面を多くし、児童の状況を推し量る感性を高めていく。
 - ④ 児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業や活動の実践に努める
 - ⑤ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- (3) 人権を尊重し、豊かな人間性を育むための道徳教育や人権教育、同和教育の充実
 - ① 教育活動全体を通じて、他者を思いやる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育、同和教育の充実を図る。
 - ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - ・命の大切さや規範意識を高める指導をする。
 - ② 道徳や同和学習の授業公開を行う。
- (4) 体験活動などの推進により、社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ① 生活、総合的な学習の時間の充実
 - ・命の大切さや人との関わり大切さを継続して指導する。
 - ・生活、総合的な学習の時間の活動を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - ② 縦割り班活動の推進
 - ・心班活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) 児童の自己有用感・自浄力を育む教育活動
 - ① 教育活動全体を通じ、教職員が児童に愛情をもち、温かく接し、児童が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう心がける。
 - ・授業では学習の動機づけを行い、学習意欲の高揚を図る。
 - ・ねらいや課題、成果を可視化するなど、授業のユニバーサルデザイン化の視点を大切にした「みんなが分かる・できる」授業を行う。
 - ② 児童の自主的、主体的な活動を推進する。
 - ・児童会活動、学級活動、学校行事などで一人一人の児童に役割や責任を与える。
 - ・中学校区「いじめ見逃しゼロスクール集会（ハッピー仲間集会）」に参加し問題意識を高める。
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する未然防止
 - ① インターネット等の正しい利活用の方法やネチケットについて、発達段階に応じて適切に指導する(情報モラル教育)。

2 いじめの未然防止等に関わる家庭や地域・関係機関との連携

(1) 家庭や地域との連携

- ① いじめの未然防止・共通理解のため、PTA総会やPTA役員会、学級懇談会や個別面談、学校運営協議会等を活用する。
 - ・PTAや学校運営協議会でいじめ等に係る学校の考え方を周知させるとともに協力を得る。
 - ・年度初めのPTA総会で、学校におけるカウンセラー訪問日やいじめ等にかかわる市の相談窓口、県の相談窓口等を周知させる。
 - ・学校だよりや学級だよりで児童の活動の様子や学校の教育活動の様子、いじめ問題の現状、学校評価の結果等を知らせるとともに理解と協力を得る。
 - ・学年懇談会で児童の様子について話し合う機会を設定する。
- ② 一日自由参観日やPTA親子活動、学校行事等を活用する。
 - ・児童の様子や学級の様子、友達関係などについて保護者が理解する機会や場とする。
 - ・保護者同士が互いに仲良くなる機会や場とする。
 - ・道徳の授業公開等や心班の活動等の参観を通じて、児童の社会性育成等の状況について理解を得る機会や場とする。
- ③ インターネット等を利用して行われるいじめの未然防止にかかわる学習会を行う。
 - ・児童のインターネット利活用の状況をアンケート等で把握し、保護者に伝える。
 - ・情報モラルについての学習の様子を保護者に伝えたり、必要に応じ講師等を招聘したりして情報モラルに関する学習会をもったりする。

(2) 関係機関との連携

- ① 必要に応じて管内の警察署・児童相談所や、事案によっては医療機関との連携を図り、情報交換を行う。

Ⅲ いじめの早期発見

1 いじめの早期発見に関する取組

(1) いじめのSOSを受け取るための日々の取組

- ① いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。日頃から児童をしっかりと観察し、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめのSOSを見逃さないようにする。
 - ・休み時間や清掃時間、放課後など、児童と一緒に過ごす機会を確保する。
 - ・児童の作文やノート等にこまめに目を通し、児童の変化を把握する。
- ② 定期的子どもを語る会やケース会議などを実施し、教職員同士で情報や観察のポイントを共有する。

(2) 教育相談による把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、児童が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている児童や周りの児童、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

- ① 年間計画に教育相談週間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保する。(6月、11月)
- ② 児童の変化をみとり、適宜、相談を実施する。
- ③ 学校訪問カウンセラーとの連携を充実・強化する。
- ④ 保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

(3) アンケート調査による把握

児童及び保護者へのアンケート調査を実施し、実態を客観的に把握する。

- ① 月に1回、「いじめ見逃しゼロアンケート」を実施する。2時間目終了までに実施し、生活指導主任に20分休みに提出する。何かあれば、すぐに対応策を話し合う。アンケート後に、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

- ② 6月、11月は、児童に「学校生活アンケート」を実施する。家庭に持ち帰って保護者とともにおこなう。教育相談週間に生かす。児童一人一人の悩みを早期に把握する。
- ③ 学期末の学校評価アンケートと併せて、児童の様子について保護者からの情報を得られるようにし、必要に応じて面談や家庭訪問を行い保護者との連携をとる。
- ④ 「いじめ発見チェックリスト」を活用し、児童の様子の変化に気を配る。

IV いじめの早期解決のための取組

1 いじめを認知または通報を受けたときの対応

- (1) いじめ等対策委員会による速やか情報確認と対策協議
 - ① いじめの疑いのある情報を把握した場合、速やかに管理職と生活指導主任に報告する。
 - ② 事実の有無や詳細について確認するとともに、緊急いじめ防止対策委員会を開く。
 - ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会で対応を協議する。
 - ・認知した、あるいは通報を受けた職員は一人で抱えず、迅速かつ適切に組織で対応するため「いじめ等対策検討会議」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全職員の協力体制のもと対応する。
 - ④ 多方面からの情報収集による正確な事実把握を行う。
 - ・正確な事実を把握するため、速やかに関係児童や教職員、保護者などから事実確認等を行う。
 - ・事実確認を行う場合は、複数の職員で対応すること、また役割を分担して行うことを原則とし、丁寧に行う。また、当事者のプライバシー等には十分に配慮する。
- (2) 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡
 - ① 事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。
- (3) 問題解決のための適切な指導と支援
 - ① いじめを受けた児童いじめを知らせてきた児童への支援
 - ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・いじめの相談や通報に来た児童から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮する。
 - ・被害の訴えがあった児童を徹底して守るため、必要に応じ、休み時間や放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。
 - ・いじめを受けた児童にきめ細かな支援を行い、保護者へ報告する。
 - ② いじめを行った児童への指導と支援
 - ・いじめをやめさせ、指導と保護者への助言を行う。
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する支援
 - ① インターネット等を通じて行われたいじめの内容を把握し、いじめを受けた児童、いじめた児童への適切な支援と指導を行う。
 - ② 関係機関と連携し、インターネット等でUPされた情報等を削除するなど、適切に処理する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

(1) いじめられた児童や保護者への支援

【児童に対して】

- ・事実確認とともに、児童の立場で気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。
- ・学校訪問カウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・児童の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情を受け止め、誠意をもって対応する。電話ではなく、家庭訪問などで保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるよう約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(2) いじめた児童に対しての指導・支援、保護者への支援

【児童に対して】

- ・児童がもつ課題やニーズなど、いじめ行為の背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いやしくも教育のプロフェッショナルとして、非難、指導すべきは「いじめ」という行為そのものであり、当該児童の「人間性そのもの」に対しての指導や叱責は断じて行ってはならない。
- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止（教育委員会の判断となる）、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然として対応をとる。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

【保護者に対して】

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いを受け止めつつ、いじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

(3) 周りの児童に対してのはたらきかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、はやし立てたり、同調したり、傍観したりしていた児童にも、自分（たち）の問題として捉えさせる。いじめを抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。
- ・必要に応じて、学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

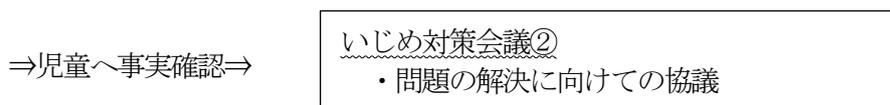
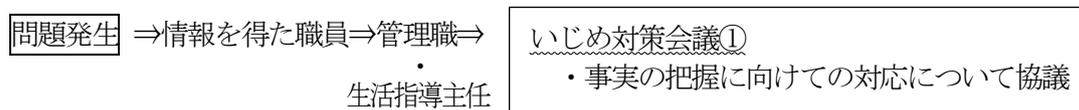
(4) 経過観察と再発防止に向けた指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて「いじめ等対策検討会議」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方に、学校訪問カウンセラーや関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・事例を検証し、再発防止や未然防止のための日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

3 いじめ対応の基本的な流れ

- (1) いじめの疑いも含め、情報を得た職員は、管理職、生活指導主任に報告する。
- (2) 事実の把握に向けた確認を行う。

- ・生活指導主任と学級担任（学年主任）と情報を得た職員と管理職を交えて事実を共有する。
 - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの児童へ」「何について」聴き取るなど、聴き取り担当と聴き取り内容を確認する。 ※必要に応じて市教委に一報を入れる。
- (3) 児童に事実の把握を行う。
- ・全体（全校、学年）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報をくれた児童（または保護者）を「守る」ということと「学校を（学級を）みんなの手で良くしたい」ということを確実に伝える。
 - ・情報もらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
 - ・聞き取る基本項目は 5WIH（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）
 - ・この時点では、事実の把握が中心とする。指導に力点は置き過ぎると、事実誤認の原因となる。
- (4) 事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。
- ・生活指導主任と学級担任が把握した事実を教頭（校長）に報告し、ただちに会議を行う。
※確認された情報を市教委に報告する。
- (5) 児童へ解決への指導・支援を行う。
- ・被害児童、加害児童、また双方の保護者への誠意ある対応を丁寧に、親身になって行う。
- (6) 経過・結果を報告する。（児童、保護者、職員全体、市教委、学校運営協議会等）
- (7) 継続指導と経過観察を行う。
- (8) 再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。



⇒ 児童へ解決への指導・支援 ⇒ 継続指導・経過観察 ⇒ 再発防止・予防的活動

⇒ いじめの解決検討会議③

- (9) いじめの解消については被害児童が「いじめの解消」を自覚することをもって解消とする。
※「いじめの解消」についての判断は、被害児童の心情等に寄り添い、慎重に行う。
※いじめ・不登校対策委員会を開催し、判断する。
 被害児童保護者、市教委等の判断も仰ぎ、丁寧に対応する。

V いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、全職員が「いじめ見逃しゼロ」に向けての強い意志や願いをもち、全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家の参画を依頼する。

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的に開催し、必要に応じて緊急に「いじめ対策委員会」「不登校対策委員会」を開催する。

1 いじめ対策委員会

- (1) 定例開催
- ・校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係職員
 - ・月に一度開催、市教委への報告書作成
- (2) 緊急開催
- ・校長の招集により開催
 - ・事案により、外部専門家や学校運営協議会委員を招くなど柔軟に対応

2 不登校対策委員会

- (1) 定例開催
 - ・校長、教頭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係職員
 - ・月に一度開催、市教委への報告書作成
- (2) 緊急開催
 - ・上記職員に加えて、教務主任、当該学級担任
 - ※事案により、外部専門家や学校運営協議会委員を招くなど柔軟に対応
 - ※不登校の原因がいじめによる場合は直ちに「いじめ不登校対策委員会」を開催する。

3 子どもを語る会

- (1) 週に一度、全職員で児童の情報交換を行い、共通理解をし、指導する。

4 その他

- (1) 生活指導部会
 - ・毎月、「今月のめあて」への取組を中心に生活指導部員が各学級の児童の様子や人間関係について協議する。
- (2) 学校訪問カウンセラー
 - ・困りごとや悩みごとがある時の相談窓口とする。
 - ・子どもも職員も保護者も利用が可能であることを知らせる。
 - ・毎月または毎学期必要に応じ、担当職員と学校訪問カウンセラーで情報を共有する。

VI 重大事態への対応

1 想定される重大事態

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な傷害を負った場合
- 児童や家族等が所持する金品に重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

2 重大事態発生時の対応

- (1) 学校が調査主体となった場合
 - ① 組織による調査体制を整える（校内いじめ防止対策委員会の活用）。
 - ② 情報を収集し、事実関係を整理する。
 - ③ いじめの概要について教育委員会に報告する。学校運営協議会にも報告し、理解と協力を仰ぐ。
 - ④ 教育委員会からの学校への指導・支援を受け必要な措置をとる。
- (2) 学校の設置者（上越市）また外部の団体や専門家等が調査主体となった場合
 - ① 必要な資料提出など、誠意をもって調査に協力する。

VII 評価

- 「下黒川小学校いじめ防止基本方針」について、児童アンケート、保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を学期末に実施する。それを基に、心プロジェクト・いじめ不登校対策委員会できじめ防止に関する取組の検証・評価を行う。
- 年度末に、学校運営協議会をもち、いじめ防止対策の取組について検証・評価を行う。見直しが必要な場合は「下黒川小学校いじめ防止基本方針」に加除訂正を行う。

Ⅷ 年間計画

学期	内 容	実施	対 象
1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の定義 基本的認識、基本理念等の内容確認、検討 ・「いじめ防止基本方針」の説明、保護者への周知徹底 ・「いじめ防止基本方針」の説明、学校運営委員会への周知徹底 ・1年生を迎える会 ・運動会 ・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間 ・学校評価アンケート(児童・保護者) ・前期学校評価(1学期)まとめ 	4月 4月 4月 4月 4月 5月 6月 6月 7月 7月	全教職員 全教職員 保護者(P T A総会) CS 委員 全校児童 全校児童 全校児童 全校児童 保護者・全校児童 職員
2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価報告会、取組状況の説明 ・文化祭、ダンスフェスティバル ・駅伝大会 ・中学校区「ハッピーなかま集会」 ・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間 ・学校評価アンケート(児童・保護者) ・後期学校評価(2学期)まとめ 	9月 10月 11月 11月 11月 11月 11月 12月 12月	CS 委員 全校児童 全校児童 6年児童 全校児童 全校児童 保護者・全校児童 職員
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の計画作成 ・心班対抗大縄大会 ・学校評価報告会、取組状況の説明 ・6年生を送る会 ・P T A総会、今年度の振り返りと次年度の取組 	1月 1月 2月 3月 3月	職員 全校児童 CS 委員 全校児童 保護者
通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・生活朝会 ・生徒指導部会 ・いじめ見逃し0アンケート ・子どもを語る会 ・いじめ防止対策委員会、校内委員会 ・心班活動 ・VS 活動 ・道徳授業、同和学习公開授業 	毎月 毎月 毎月 毎週 随時 随時 随時 每学期	全校児童、担当 生活指導部 全校児童 全職員 対策委員 全校児童、職員 全校児童、職員 全校児童、保護者

※生活朝会や学級活動では、「社会性育成 SST」を積極的に取り入れていく。

がっこうせいかつ 学校生活アンケート

ねん ばん
年 番

*当てはまるところに○をつけましょう。

1 学校は 楽しいですか。

ア. すごく楽しい イ. まあまあ楽しい ウ. あまり楽しくない エ. 楽しくない

*そのわけを 書いてください。

2 今、友達とのことで困っていることや心配なことがありますか。

ア. ある イ. ない

*ある人は どのようなことで悩んでいますか。

3 友達とのことで困っている人を見たり、聞いたりしたことはありませんか。

(1) 困っている人を見ましたか。 ア. はい イ. いいえ

(2) その人は どのようなことで困っていましたか。

(3) 困っている人を見たとき、たすけようと思いましたか。

4 先生に友達とのことでお願いしたいことがあったら 書いてください。

みのが いじめ見逃しゼロアンケート(月分)

ねん ばん
年 番

*当てはまるところに○をつけましょう。

1 今、^{いま}困^{こま}っていることや心配^{しんぱい}なことがありますか。

ア. ある

イ. ない

*ある人は ^{ひと}どんなこと^{なや}で悩んでいますか。

2 困^{こま}っている人^{ひと}を見たり、聞^きいたりしたことはありませんか。

(1) 困^{こま}っている人^{ひと}を見ましたか。

ア. はい

イ. いいえ

(2) その人^{ひと}は ^{こま}どんなこと^{なや}で困っていましたか。